

## 前橋地方裁判所委員会（第14回）議事概要

1 日時 平成20年7月4日（金）13：30～15：30

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

赤石あゆ子，飯野眞幸，大澤克博，大橋寛明，大橋慶人，北村幸雄，倉田恵美子，  
小林敬子，染谷典久，高橋勉，宮崎かおる，吉田博視

（説明者）

前橋簡易裁判所判事吉田英夫

（事務局担当者）

民事首席書記官榊谷雄一，刑事首席書記官船戸良和，事務局次長福永浩之，総務課  
長中島隆久，総務課課長補佐田畠由希子，前橋簡易裁判所庶務課長志塚昌

4 議事

意見交換等（テーマ「簡易裁判所～国民に最も身近で利用しやすい裁判所～」）

5 議事経過

- 意見交換に先立ち，前橋簡易裁判所判事吉田英夫から，簡易裁判所の民事訴訟手続の特徴について説明を行い，少額訴訟事件手続案内ビデオを視聴した。

（委員長）

国民に最も身近で利用しやすい裁判所である簡易裁判所についての説明や，少額訴訟事件手続について，質問や意見があればお出しいただきたい。

（委員）

前橋簡易裁判所には，年間どれくらいの受付相談が寄せられているのか。また，相談担当者は何人いるのか。新受件数の推移を表したグラフを見ると，平成17年から平成18年は，いずれの事件もほとんど横ばいだが，平成18年から平成19年には，通常訴訟事件が増え，少額訴訟と民事調停は減っている。これから何か傾向を読み取れるのか。

(事務局担当者)

相談件数についての統計はないが、相談が1日10件を下る日はない。窓口での相談のほかに電話でも対応しているので、かなりの件数にはなる。

また、相談には、原則4名ほどで対応しているが、窓口の混み具合に応じて他の職員も対応している。

(委員)

恐らく受付相談はかなり大変な業務かと思うが、相談担当者の人員はほぼ足りていると理解してよいか。それとも相当件数の相談があると足りない状況なのか。

(事務局担当者)

複数の相談者が一時に来庁されると、その相談に追われることになるが、全体的に見れば今の人員で足りている。

(委員長)

事件数の推移についてだが、恐らく通常訴訟が増えているのは、最高裁判所が、債務をたくさん抱えた方が払い過ぎた分を返してほしいという過払金返還請求をより認めやすくする方向で、最近多くの判例を出していることから、そうした請求をする人が増えていることが影響していると思われる。

また、調停事件が減っているのは、特定調停といって、たくさんの人からお金を借りて返せなくなった人が、話し合いでその調整をしてもらう特別の手続があるが、その利用者が一時期非常に増えたが、最近はそれが減ってきており、債務整理の仕方が違ってきていることが影響しているのではないかと思われる。

少額訴訟事件が減っている原因が分かれば、説明されたい。

(事務局担当者)

最近、保険の特約で、物損関係についても訴訟代理人を付けることができるものがあり、請求額は少額だが、保険会社が代理人を付け、少額訴訟でなく通常の訴訟事件として申し立てる事案が増えている。

(委員長)

新受件数の推移を表したグラフの単位を見ると、訴訟、調停と少額訴訟とではゼロが1つ違っている。確かに件数は減っているが、数として大きな変動があると見るべきかどうかは直ちには言えないところであり、もう少し長い目で見ると反転するかもしれない。なお、少額訴訟手続の利用件数は、元々このくらいの数で、通常の訴訟に比べれば非常に少ない現状にある。少額訴訟手続には、ビデオを見ていただいたような特徴があるので、もっと利用されてもいい手続だと思う。

(委員)

簡易裁判所の身近な部分についてだが、子供たちは、学校教育の中で簡易裁判所について教えられていないという印象がある。

(委員長)

簡易裁判所が、学校教育の現場では必ずしも紹介されていないとすれば、まだ努力しなければいけないと思う。

グラフを見ると、訴訟の数は圧倒的に簡易裁判所の方が多いことから、国民がまず訪れる裁判所は、地方裁判所ではなく簡易裁判所の場合が多いわけであり、第一審裁判所というと、本当は3分の2以上は簡易裁判所だということを御理解いただけるとありがたい。

(委員)

自分の経験からいっても、簡易裁判所を勉強したり、何かで認識したということは余りない。裁判というと、家裁と地裁は割と色々なケースに出てくる名前でも、あとは大きな事件になると高裁で、簡易裁判所は出てこない。しかし、こうしてみると簡易裁判所は身近な問題を多く扱っている。それで、前橋の場合は4000件ということだが、4000件という数字は大きいようでも、実際に日常生活の中で起きているこうした少額訴訟の問題や金銭トラブルはもっとはるかに多く、私の印象からすると、むしろ4000件しかないのかと思う。ということは、簡易裁判所でこうした裁判をやっているのを知らない人が多いんだという印象を受けている。また、少額訴訟などが架空請求に悪用されているケースがある。はがきがぼんと送られて来て、簡易裁判所の名前を名乗った

りして、すぐ連絡をとらないと裁判起こすとの脅し文句につられて電話をしたらお金を取られるというようなケースがあるが、それらも簡易裁判所で扱っている裁判の中身を少しでも知っていれば、ひっかからずに未然に防ぐことが出来るケースもあると思う。そうすると、同じ裁判でも高裁や地裁とはちょっと違って、国民に親しみやすい身近な問題を扱っているのが簡易裁判所だということを、若いうちから、それこそ学校、小学校、中学校、そういうレベルからもっと教える、これも大きな法教育の一つになるのではないかと考える。

(委員長)

マスコミなどで簡易裁判所は、非常に珍しい判断が出たとかということがない限りは、ほとんど取り上げられることがないので、確かに一般の市民が目にするという機会が非常に少ないという気がする。

(委員)

金銭トラブルがあった場合は、即、簡易裁判所へ話がつながって、解決にしまわれるというようなのも一つだろうと思うが、そうした認識がある人が少ない感じがする。

(委員長)

新受事件の推移を表したグラフを見ると、訴訟事件は、去年は、簡易裁判所は4827件、地方裁判所は2022件となっている。また、民事調停事件、これは訴えを起こすのではなく、話し合いでの解決を希望するという手続だが、これはもっと大きな差があり、去年は、簡易裁判所は昨年3067件、地方裁判所は9件で、ほとんど全部が簡易裁判所の事件であるから、簡易裁判所が取り扱った民事紛争は、去年で言うと、トータルで7900件ぐらいの数字になることを補足させていただく。

次に、簡易裁判所の在り方とか、広報などについて提言、意見があればお出しいただきたい。

(委員)

昨年度、多重債務者の無料相談会を群馬県、弁護士会、司法書士会の3者共同で、初めて実施したが、相談担当者から、債務整理の方法の一つとして特定調停を勧めてよい

か躊躇してしまうという声が非常に多くあった。この制度は、費用もかからず、専門家に依頼しなくても自分でできる、無理のない範囲で返済の計画を立てられる、いい制度だと思うが、いま一つ使い勝手が必ずしもよくないとの声が非常に多くあった。次の点の運用についてさらに工夫をしてもらえれば、もっと積極的にこういう制度があると勧めることができるのではないかと思う。

一つは、返済の資力があるかどうかをよくよく吟味してもらいたいということである。これは私が相談を受けたケースだが、無理な返済計画を立ててしまったものがあった。調停委員の方々がもう一步立ち入って、生活費は幾らくらいかかっているか、収入は幾らくらいあるか、これではちょっと返済の原資が出ないのではないか、というアドバイスをしてきていたらと思う。その方は、調停が成立した以上は、絶対に返済してくださいと言われたことから、守らなきゃいけない、絶対返済をしなければいけないと思って、1、2か月は頑張って返済したが、客観的に無理なものは無理であり、それで私のところへいらしたので自己破産を勧めたというものだった。

それから、調停にはスーツを着てくるように調停の席で言われた方もいた。その方は、職業柄スーツを着るようなことはなかったが、多重債務者であったにもかかわらず、わざわざスーツを新調したと聞いている。

そのほかに、貸金業者が債務者に、いつ幾ら貸して、いつ幾ら返済があったかという取引履歴を出してくるかどうか非常に重要で、貸金業者は、法律の定める利率よりもはるかに高い利率で利息を取っているのです。特定調停の際には、それを正しい利率で引き直す計算をしなければいけない。その計算の基礎として、当初からの取引履歴が絶対必要だが、これをなかなか出してこないのが実態なので、強く業者に履歴を出すように指導してもらいたい。

さらに取引履歴そのものを債務者に渡すように強く働きかけてもらいたい。私が相談に当たったケースに、正しい利率で引き直した結果の数字だけを知らされたが、それが正しいかを検証することが全くできないまま返済計画を立てざるを得なかったものがあった。やはり債務者には、正しい情報を持った上で調停に臨めるようにしてもらいたい。

(委員長)

耳を疑う話もあったが、もともと特定調停は、話し合いで返済方法を調べてほしいと希望する方が申し立てる手続であり、受付相談の段階でよく話を聞いて、返済の意思があっても客観的に難しい場合には、個人再生や破産など他の方法によっても多重債務の解決方法があることを説明した上で、本人に選んでもらっている。それでも、是非、返す方向で手続を進めてほしいという方は特定調停を申し立てることになるが、できないものを、無理やり話し合いを成立させるのが不相当だというのはそのとおりであり、指摘を今後に生かすようにしたい。

なお、調停が成立した以上絶対に守ってくださいとプレッシャーをかけた例があったようだが、本当に大丈夫ですか、ということは我々も調停に限らず和解を成立させる際によく申し上げている。あえて難しい条件での話し合いを希望される方もいるが、そのようなときには、本当に大丈夫ですか、約束した以上はそれを最初から守らないということでは困るので、支払っていただくことになるんですよ、ということは申し上げることがある。それが念押しをする意味なのか、プレッシャーをかける意味なのか、なかなか難しいところだが、その言い方が厳し過ぎたとすると、今後、調停委員の研修などで、無用な問題を残さないように注意したい。

それから、スーツを着てきてくるように言った件だが、裁判所はそうしたことを求めてはいない。もし、そのような発言を調停委員が申し上げたとすれば、改めたい。

取引履歴等の話については、実際の運用について説明されたい。

(簡裁判事)

最近、問題になっている過払金の関係も絡んでくるので、債権者が、一連一体のものとして計算書を出すかということ、必ずしもそうではない。最近はお出してくれるようになってきているが、取引履歴は、素直に出してくれないのが実情だ。

簡易裁判所では、事前に業者にマニュアルを配布し、こういう形で計算書を出してくださいと要請しているが、債権者は、過払金が発生している場合には計算書を出さないのは間違いがなく、ほとんどは、債権がないことだけにしてくれと言ってくる。

特定調停では、債務者が過払金を取り戻すことまでを想定していないので、難しい部分がある。例えば、ある庁では、過払金がある業者からは、一般調停で過払金を取り戻して支払原資とし、債務が残っている業者への支払計画を立てるということを計画したようだが、現実には、まだそこまで踏み込んでいないのが実情のようだ。

(委員長)

最後の点は、特定調停事件の法律的性質等の法律問題にもかかわってくるので、弁護士立場と裁判所の立場が一致していないところがあるかもしれない。

(委員)

今の若い人は、クレジットの制限があったり、決まった労働報酬をきちんと受けていないなど、法を知らないがゆえに、かなり人間として生きていくことが侵害されているというような、弱みにつけ込まれているというか、訴える方法も知らないから、結局は何か社会で暴れるという方法で憂さを晴らしているところもあるようで、いろんな意味で、若い人が本当にかわいそうだと思う。確かにいろいろ悪いこともしているが、だからこそ、1人でも、どんなに強い人たちにやられても自分の申立てが正義であれば、国の機構によって守られるんだということをきちんと教えてあげたいと思う。

(委員)

事件数の推移を簡易裁判所の通常訴訟だけで見ても、平成17年から平成19年までの2年間に相当増えている。平成17年以前がどうだったかは分からないが、この右肩上がりの傾向からいくと、平成20年、平成21年には6000件に届く数値になるのではないかと予想が立つが、その一方で、先ほどビデオを見たり、説明を受けた中で、私自身は初めて知ったことも結構あって、市民生活にとって簡易裁判所が非常に身近だというのがよくわかった。何か困ったときに裁判所の窓口に行けば相談ができるということが重要であれば、それを勧めるのはいいと思うが、右肩上がりになっている状況から見ると、それを勧めて大丈夫なのか。裁判を受ける回数もそうだが、果たして日本の地域社会を訴訟社会にしてしまっているのかという疑問もある。この事件の推移から見るとその対応が心配だが、どうか。

(委員長)

先ほどは、たった4000件なのかという話や大変多いという指摘もあったが、確かにこれを多いと見るか少ないと見るか、いろいろな見方があると思う。本当に身近な紛争解決機関としては、もっともっと来ていただく必要があると思っている。簡易裁判所に限らず地方裁判所についても、これから民事事件は恐らく増えていく傾向にあると思うので、裁判所としては、少しずつ人的にも物的にも、その受入れ体制を充実させなければいけないと考えている。もちろん裁判所は国の機関で、税金で運営されているので、思ったらすぐに実現できるものでもないので、少しずつ人を増やす努力はこれまででもしているし、これからもしていかなければいけないと思っている。また、簡易裁判所の利用を勧めていただいても急に事件数が1万件、2万件と増えることはなく、むしろもっとも利用していただく方向でお考えいただければ大変ありがたい。それでどうしても回っていかなくなれば、さらにどういうことが考えられるかを考えていかなければいけないと思っている。

司法制度改革の中では、紛争の解決は、裁判所だけがほぼ独占的に行っているが、裁判所外でもっと紛争の解決が行われてもよいのではないかとということが言われている。これはADR、裁判外紛争解決手続という日本語が当てられているが、民間の機関が専門的な知識を使って紛争を解決し、その結果、残ってしまった紛争は最後には裁判所で解決しようというものだ。裁判を受ける権利が憲法上あるので、最後は裁判所で解決してもらえ保障があるわけだが、いきなり全部を裁判所が引き受けなくても、むしろ裁判外で解決してもらうものももっと充実していったらよいのではないかとことだ。そのとおりに今動いていないが、改革審議会自体は、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決手段になるように提言しているので、本当にそうならいけばいいと思う。例えば、紛争が2倍になっても、半分はADRが引き受けることになれば、裁判所の負担は今と同じことになるので、そうした意味では、いろいろなチャンネルを活用しながら、国民の紛争解決に一番いい方法を充実させていくということで、裁判所も、調停も含め、さらに努力していきたい。

人的な問題は簡単にはいかないが、必要なところには必要な人員を配置するというところでこれまでも努力してきている。目下一番大変なのは、裁判員制度に必要な人員を何とかして確保するということだが、それに並んで民事紛争も増えていくことが予想されるので、そのための対応も怠らずにやっていかなければいけないと思っている。むしろ、裁判所をどんどん利用する方向で協力いただけるとありがたい。

(委員)

基本的な裁判の流れが分からないのだが、裁判所の事件は、裁判を受ける者が裁判所に出向くことで始まるのか、それとも呼出しに応じることで始まるのか。

(委員長)

民事裁判に関して言うと、訴え又は申立てを起こすことから始まるが、一審裁判所としては3つあるので、自分の事件を簡易裁判所へ持っていくのか、地方裁判所へ持っていくのか、あるいは家庭裁判所へ持っていくのか、その中身と金額とに応じて選ぶことになる。また、判決という形ではっきり決着をつけるために訴訟という手続を選ぶのか、それとも、話し合いによって解決する調停という手続を選ぶのか、これも申立てをする側の考えで決まることになる。

(委員)

地裁に行っても、その内容によっては、これは家裁で御相談くださいとか、そういう話し合いができるということか。

(委員長)

皆さんが気軽にお出でになるのは簡易裁判所が一番多いが、窓口相談は、地方裁判所でも家庭裁判所でも行っている。地方裁判所も家庭裁判所も窓口では相談に応じて手続の案内をしており、その中で一番自分に合った手続を選んでもらうことになる。場合によると、これはあちらの裁判所で申立てをしていただいたほうがいいですよということを勧める場合もある。

(委員)

司法委員は、群馬では何人ぐらいいるのか。

(委員長)

司法委員の数は、110人余りである。

(委員)

司法委員をどのような基準で選考しているのか。

(委員長)

司法委員は、県民の中から、いろいろな知識、経験をお持ちの方をお願いすることになっているが、現実には、ほとんどが調停委員の中からこの方という方に司法委員をお願いするという事になっている。

(委員)

資料によると、平成19年2月1日現在で、全国の司法委員の数は6120人になっている。全国で民事調停委員は1万4009人、家事調停委員は1万2635人、職業別でみると、弁護士、医師、大学教授、公務員、会社、団体の役員や理事、農林水産業、商業製造業、宗教家、その他と、ありとあらゆる分野の方々になっている。年齢は40歳未満は23人で0.2パーセントと低く、一番多いのが60歳代で、これは大体6割ぐらい、50歳代は3割ぐらいとなっている。

簡易裁判所における訴訟事件の全国の新受件数は、平成元年は約11万件で、それが平成16年には約35万件に、平成18年は約40万件と大体4倍近く増えており、かなり利用されている。

(委員)

15年前か20年前から、地家裁支部の統廃合に伴って独立簡裁の廃止というのが非常に問題になっているが、独立簡裁は、市民にとって身近で利用しやすい裁判所ということで存続の要望も強い。現在ある簡易裁判所の統廃合が、当県においてはどうなっているか伺いたい。

(委員長)

そのような動きは全くなく、今の配置がしばらくは続くものと思うが、そこから先がどうなるのかは承知していない。

(委員長)

今回の委員会のテーマであるが、以前に皆様からテーマ案をお出しいただいた中から取り上げたりしているが、その中に、倉田恵美子委員の司法を学ぶ機会を設けるというものがあり、今回はこれを取り上げてはどうかと思っている。

ここで倉田委員からテーマの趣旨について簡単に説明していただきたい。

(倉田委員)

最近とみに社会に置かれた立場や年齢にかかわらず、社会規範というものを喪失していることが多く、それゆえにさまざまな特殊な犯罪が増えている。これは、日本だけではないのかもしれないが、一体なぜ日本から規範を守るという意識が喪失されつつあるのか、今、我々は何をしなければならないのか、そのおおもとである法を司る裁判所が何をすべきなのかを考えていただけたらと思っている。

(委員長)

今、説明いただいたテーマについて事前にお伺いしたところ、例えば、「法を学ぶ、規範意識を高めるために」という題で取り上げてみたらどうかということだった。今回は、倉田委員から提案のあったテーマを取り上げ、特に裁判所として何をすべきか、何ができるのか等について意見交換をしてもらいたいがかがが。

(各委員異論なし)

(委員長)

今回は、委員会の冒頭で、倉田委員からプレゼンテーションをしていただいた上で、皆さんの御意見を伺わせていただきたい。

次回期日は、皆さんの都合を考慮し、12月5日金曜日午後1時30分からとしたい。

(各委員異論なし)

以上